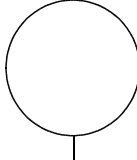

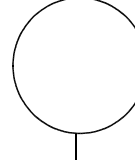



○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の書式を定める省令 新旧
 対照条文 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
表	表
<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第14項の規定による 立 入 検 査 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写 真 </div> <div style="text-align: center;">  <p style="writing-mode: vertical-rl;">押 出 ス タ ン プ</p> </div> <div style="text-align: center;"> 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日交付 </div> </div> <p style="text-align: right;">発行者 </p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第12項の規定による 立 入 検 査 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写 真 </div> <div style="text-align: center;">  <p style="writing-mode: vertical-rl;">押 出 ス タ ン プ</p> </div> <div style="text-align: center;"> 職名及び氏名 年 月 日生 年 月 日交付 </div> </div> <p style="text-align: right;">発行者 </p>
裏	裏
<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい</p> <p>第87条 3 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 所管行政庁は、<u>第5章第1節第1款</u>の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは<u>第75条第5項</u>の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>11 <u>国土交通大臣は、第5章第1節第2款</u>の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工</p>	<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化に関する法律抜すい</p> <p>第87条 3 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 所管行政庁は、<u>第5章</u>の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主等若しくは<u>第75条第4項</u>の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(新設)</p>

事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

12 国土交通大臣は、第5章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

14 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

15 第1項から第13項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条 (略)

2・3 (略)

第96条 (略)

三 第15条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第56条第1項(第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。)、第63条第1項、第75条第5項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(新設)

12 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

13 第1項から第11項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第92条 (略)

2・3 (略)

第96条 (略)

三 第15条第1項(第18条第1項において準用する場合を含む。)、第56条第1項(第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。)、第63条第1項、第75条第4項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第11項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第11項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者